

07年はジュネーブ条約追加議定書30周年 今年こそ条約を実現しよう！

全国19自治体に拡大

平和運動の重要な一角を担う

昨春秋の無防備平和条例直接請求運動は、東京都目黒区を皮切りに京都市向日市、堺市、大阪府箕面市とクリスマスイブまで署名運動が行われ、いずれも1.5倍から5.5倍と法定数を大きく超える署名を獲得した。これで、04年5月の大阪市から2年半で19自治体となり、全市町村(1840)1%でこの運動が取り組まれたことになる。来年以降も多くの自治体でこの運動が予定されており、住民自治の力で平和を切り拓く運動として平和運動の重要な一角を担ってきている。

市民の力で平和をつくりだす運動として定着

昨秋の署名開始前に朝鮮民主主義人民共和国(以下朝鮮)が核実験を行い、署名運動への影響も懸念さ

あり、一つのテーマで継続的な市民運動が行われる稀なケースとなり、市民の平和力を再生する運動として定着してきているのだ。

国民保護計画の対案として

西宮市の先進例を全国に

現在、国民を戦時体制に組み込む市町村国民保護計画の策定が山場を迎えている。国民保護計画は不用であるが策定が不可避な場合、国民保護計画(訓練)に自衛隊を参加させない取り組みが重要になる。兵庫県西宮市国民保護計画案で「武力攻撃が予測される状況においては自衛隊による誘導は要請しない」と修正させた。これは、04年の西宮市無防備平和条例直接請求運動からの継続した取り組みで行政側の国際人道法の理解が進み、担当課長が「ジュネーブ条約第一追加議定書の58条(予防措置)は有効」と明言するに至った結果である。

この運動は、そうした地域の力を束ねるものである。「憲法9条を守ろう」というスローガンをお題目ではなく、ジュネーブ条約第一追加議定書の規定に基づき、基地・軍隊のない地域をめざす平和なまちづくり運動として提起し、「憲法9条をまもり活かすために何をしたら良いか」に対する運動の直接的な回答となっている。だからこそ、他自治体議会でも否決されても次々と自らの自治体で直接請求をする市民が現れる。市民に希望を与える運動で

て対案として提示できるのである。現に岐阜県多治見市では国民保護協議会委員から無防備地域宣言の有効性が主張され、滋賀県近江八幡市等では国民保護計画の対案として無防備地域宣言が議員から質問され、東京都柏江市をはじめ多くの都市でパブリックコメントにおいて無防備地域宣言の必要性が説かれている。

07年こそ無防備平和条例を実現しよう

今年、ジュネーブ条約追加議定書30周年にあたる。この記念すべき年に、さらに多くの自治体で無防備地域宣言運動を広げよう。そして、昨夏の軍民分離原則に基づき、ちづくりを自治体の責務として市長が明言した国立市議会審議を基礎にした具体的審議をつくり、条例を実現させよう！1月、2月に開催される昨秋に署名を行った自治体議会でも条例を実現しよう！



箕面市 11月23日
「上原国立市長を迎えて」の集会